

## 長浜市告示第8号

長浜市公共基準点管理保全要綱（平成19年長浜市告示第83号）の一部を次のように改正する。

令和8年1月1日

長浜市長 浅見 宣義

第3条第1項中「を市長」を「により市長」に改め、「後」の次に「に」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、公共基準点を使用する者が土地家屋調査士の場合は、所属する土地家屋調査士会があらかじめ公共基準点使用包括申請書（様式第4号）により市長へ申請し、公共基準点使用包括承認書（様式第5号）により使用承認を受けるものとし、前項に規定する使用手続は不要とする。この場合において、公共基準点を使用した土地家屋調査士は、公共基準点使用報告書（様式第6号）により使用した月ごとに報告しなければならない。

第3条第3項中「呈示」を「提示」に改める。

第4条第6項中「公共基準点付近での工事により、公共基準点」を「工事施工者は、公共基準点付近での工事により公共基準点」に、「工事施工者」を「本市」に、「市長が適当と認める時」を「市長は、適当と認めるとき」に改める。

第5条第1項中「及び」を「を施工する者並びに」に、「、建物」を「及び建物」に改め、「の行う工事」を削り、「市長が適当と認める時」を「市長は、適当と認めるとき」に改める。

第6条第3項を次のように改める。

3 工事施工者以外の者であって、故意又は過失により公共基準点を滅失又はき損したものの（以下「事故原因者」という。）については、前2項の規定を準用する。

第7条第1項中「公共基準点の測量標を設置する工事」を「前条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により再設置する工事」に改め、「ある工事施工者」の次に「又は事故原因者（以下「工事施工者等」という。）」を加え、同項第1号中「工事施工者」の次に「等」を加える。

第8条第1項中「設置位置、設置施工方法について工事施工前に市長」を「設置工事の着工前に設置位置及び設置施工方法について、市長」に改め、同条第2項ただし書中「使用」を「、使用」に改め、「するものと」を削り、同条第5項中「の規定による」を「に規定する」に改める。

第9条中「別に定めるところによるもの」を「次の表のとおり」に改め、同条の表の備考中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第10条中「より」を削る。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

<p>公共基準点使用承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>長浜市長 へ</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名</p> <p>長浜市公共基準点管理保全要綱第3条第1項の規定により長浜市公共基準点の使用について下記のとおり申請します。</p>		
使用目的		
使用期限	年 月 日から 年 月 日まで（日間）	
測量地域		
使用する公共基準点	計 点	
測量方法		
測量計画機関	名称	
	代表者氏名	
	所在地	電話
測量作業機関	名称	
	担当者氏名	
	所在地	電話
備考		

様式第2号中「印」を削り、「日曜祭日」を「土・日・祝日」に改める。  
様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

様式第4号（第3条関係）

公共基準点使用包括承認申請書		
年 月 日		
長浜市長 あて		
申請者 土地家屋調査士会 会長 (印)		
長浜市公共基準点管理保全要綱第3条の規定により長浜市公共基準点の使用について、下記のとおり包括承認を申請します。		
使用目的	地積測量図作成のための測量	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 間)	
測量地域	長浜市全域	
使用する公共基準点	長浜市が測量計画機関として成果の管理を行っている全ての公共基準点 (使用時点で公共基準点として取り扱われている点に限る。)	
測量方法		
申請者	名称	土地家屋調査士会
	代表者氏名	
	所在地	電話
測量作業担当者	氏名	土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士は、公共基準点使用報告書への記載をもって本欄の記載に代えることとする。
備考		・承認された場合には、担当者は様式第6号の公共基準点使用報告書を用いて毎月末日をもって関係公共基準点の状況を報告するものとする。 この場合において、同様の取扱いを各単位土地家屋調査士会について同時に申請するものとする。

様式第5号（第3条関係）

公共基準点使用包括承認書		
土地家屋調査士会 会長 様		
長浜市公共基準点の使用について下記のとおり承認します。		
使用目的	地積測量図の作成のための測量	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで （ 間）	
測量地域	長浜市全域	
使用する公共基準点	長浜市が測量計画機関として取り扱う全ての公共基準点 （使用時点で公共基準点として取り扱われている点に限る。）	
測量方法		
測量作業担当者	氏 名	土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士は、公共基準点使用報告書への記載をもって本欄の記載に代えることができる。
承認条件 1 別紙公共基準点使用条件を遵守すること。 2 別添の公共基準点使用報告書（様式第6号）を用いて毎月末日をもって関係公共基準点の状況を報告すること。 3 同様の取扱いを各単位土地家屋調査士会について認める。		
年 月 日  長浜市長		
連絡先	電話 ( )	

## 公 共 基 準 点 使 用 条 件

- 1 公共基準点の使用にあたっては、作業者は立ち入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名（包括承認に基づく場合は測量作業担当者名）、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承認を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に使用承認書あるいは包括承認に基づく場合には土地家屋調査士会員証を常時携行すること。
- 4 使用にあたっては公共基準点の取り扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないように努めること。
- 5 基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに基準点管理者に連絡すること。
- 7 作業者は、測量標の使用を完了したときは、基準点使用報告書として、次の書類を添付し基準点管理者に提出すること。この場合において、地積測量図の作成のための測量においては包括承認申請書に定める使用報告書をもって代えることができることとする。
  - (1) 基準点現況報告書
  - (2) 精度管理表
  - (3) 成果表、網図の写しなど

様式第7号中「公共基準点管理保全要綱」を「長浜市公共基準点保全要綱」に改める。

様式第8号中「出た公共基準点」を「出た長浜市公共基準点」に、「竣工」を「しゅん工」に改める。

様式第9号を次のように改める。

様式第9号 (第4条関係)

公共基準点復旧承認申請書

年 月 日

長浜市長 あて

申請者 住 所  
氏 名

工事により異常を来した長浜市公共基準点の復旧について、長浜市公共基準点管理保全要綱第4条の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。

復 旧 理 由	
復 旧 内 容	
復 旧 場 所	長浜市 町 番地先
復 旧 する 公 共 基 準 点	
復 旧 期 間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
復 旧 工 事 請 負 者	名 称
	代表者氏名
	所 在 地 電話
備 考	

様式第10号中「公共基準点の」を「長浜市公共基準点の」に、「課と」を「担当課と」に改め、「印」を削る。

様式第11号中「なる公共基準点」を「なる長浜市公共基準点」に改める。

様式第12号中「殿」を「様」に、「ありました公共基準点」を「ありました長浜市公共基準点」に、「課へ」を「担当課へ」に、「様式第11号」を「様式第14号」に、「長浜市に連絡」を「担当課に連絡」に改め、「印」を削る。

様式第13号中「公共基準点管理要綱」を「長浜市公共基準点管理保全要綱」に改める。

様式第14号中「公共基準点の」を「長浜市公共基準点」に改める。

#### 附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。